# はじめに

## 1 計画の背景と目的

平成４年（1992 年）の都市計画法(※)改正により、同法 18 条の２に「市町村の都市計画に関する基本的な方針（市町村都市計画マスタープラン(※)）」の策定が義務付けられています。

坂井市では、平成 20 年（2008 年）6 月に合併後の都市づくりの目標や都市づくりの方針、実現方策を明確にした「坂井市都市計画マスタープラン」（以下、当初計画）を策定し、都市計画に関する施策や事業を進めてきました。

この間、平成 22 年（2010 年）には人口が減少に転じ、平成 27 年（2015 年）には高齢化率が 26.3%に達するなど、人口減少・超高齢化が想定を上回る速度で進行するとともに、都市運営コストの増大も深刻化しつつあります。

こうした中、平成 26 年（2014 年）８月には、都市再生特別措置法(※)等の一部を改正する法律が施行され、住宅や医療・福祉・商業等の都市機能増進施設(※)の立地の適正化を図るため、市町村マスタープランの高度化版としての立地適正化計画(※)を作成することができるようになりました。

今回の改定は、こうした坂井市を取り巻く社会経済情勢の変化や各種上位関連計画の策定、都市計画関連施策の進捗等を踏まえ、今一度、都市づくりの目標や都市づくりの方針、実現方策を再確認し、安全で安心して住み続けられるまちの実現を目指して、当初計画の中間年次での検証を行うものです。

## 2 計画の役割と位置づけ

### （１）役割

#### １）実現すべき具体的な都市の将来像を明らかにする

今後の本市の都市づくりについて、市民にわかりやすい表現で、実現すべき具体的な都市全体の将来像や都市づくりの方針、地区ごとの都市計画の方針を明らかにします。

#### ２）市民、事業者、行政の共通の目標となる

都市づくりや地域づくりの将来像を、市民、事業者、行政の共通の目標として明らかにすることにより、市民、事業者の都市計画に対する理解が深まり、相互が連携、一体となった都市・地域づくりが促進されます。

#### ３）個別の都市計画相互の調整を図る

都市計画マスタープランの策定過程において、土地利用、都市施設、市街地開発事業などの具体的な個別の都市計画について相互の調整を図ることにより、より一体的な都市づくりを進めることが可能となります。

#### ４）具体的な都市計画の決定・変更の指針となる

本市が主体となって行う都市計画の決定・変更の指針となります。

## （２）位置づけ

本計画は、「第二次坂井市総合計画」などの上位計画に即して当初計画を改定するものです。本計画と関連する計画の関係は以下のとおりです。

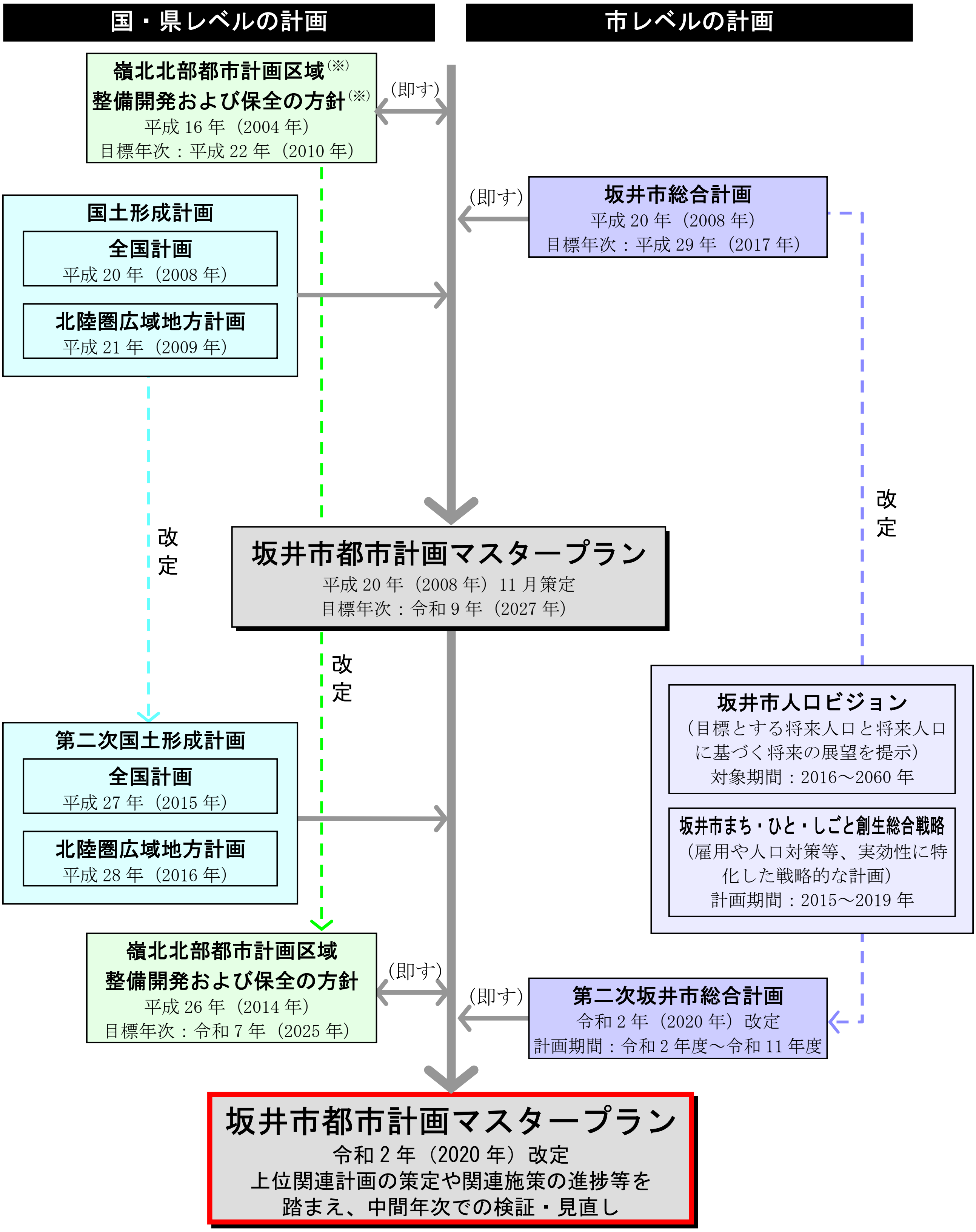


■　坂井市都市計画マスタープランの位置づけ　■

# 3　計画の基本的事項

## （１）策定の基本事項

**１. 対象区域：** 坂井市は、あわら市、永平寺町、福井市の一部とともに、嶺北北部都市計画区域に指定されています。
都市計画マスタープランは、原則として都市計画区域を基本として策定することとされていますが、当初計画と同様に、嶺北北部都市計画区域を含む坂井市の行政区域の全域を対象とします。

**２. 目標年次：** 当初計画では、検討開始時期から概ね 20 年後の令和 9 年（2027 年）を目標年次としています。
改定計画の目標年次は、第二次坂井市総合計画の計画期間と整合を図るものとし、計画改定時から 10 年後の令和 12 年（2030 年）に見直します。

## （２）坂井市都市計画マスタープランの構成と内容

坂井市都市計画マスタープランは、市民等と行政の都市づくりに関する共通の目標である『Ⅰ. 都市づくりの目標』、土地利用や交通体系、公園緑地、景観など都市づくりに関連する部門ごとの方針を明らかにする『Ⅱ. 都市づくりの方針』、４町別のまちづくりの方針を示す『Ⅲ. 地域別構想』、市民等と行政が連携して、都市計画マスタープランの内容を着実に実現化していくための方策を示す『Ⅳ. 実現方策』から構成されます。

**Ⅰ. 都市づくりの目標**

1. 都市づくりの理念と将来像
2. 将来都市構造
3. 基本指標

▼

**Ⅱ. 都市づくりの方針（分野別構想）**

1. 土地利用の方針
2. 交通ネットワークの方針
3. 公園緑地の方針
4. 景観形成の方針
5. 都市環境の方針
6. 都市防災の方針
7. 公共施設の配置・整備に関する方針

▼

**Ⅲ. 地域別構想**

1. 地域別構想の位置づけ
2. 地域別構想

▼

**Ⅳ. 実現方策**

1. 市民と行政の協働のまちづくりの推進
2. 都市計画によるまちづくりのシナリオ
3. マスタープランの着実な推進に向けて